資源有効利用促進法の課題

弁護士　佐藤泉

１．資源有効利用促進法の趣旨

使用済物品等及び副産物の発生抑制、再生資源及び再生部品の利用促進

２．使用済物品の対策

（１） 現行法

設計段階での配慮義務

分別・回収段階での自主回収・リサイクルの実施

（２） 課題

＊　この法律で、消費者にも事業者にも使用済物品の再資源化が進んでいるという実感がないのではないか。家電等にくらべ、回収システムが存在しないため、この法律の存在感が薄い。

＊　環境配慮設計をするべきであると指定された商品が、廃棄段階でその設計が有効に機能しているか。特に、同じ商品でも一般廃棄物として処理される場合には、環境配慮設計の意味が少ないように思われる、

＊　消費者は、流通の販売店への下取りを求める。販売店も、販促のため下取りをしたい。廃棄物処理法では、通知で例外的に下取りが認められているが、本来は資源有効利用促進法できちんと位置づけるべきではないか。

＊　廃品回収で海外へ相当流れているのが実態。

＊　国際的な資源循環への対応が必要。

＊　製造・販売・物流・廃棄物処理・市町村などがどう連携して循環型社会を構築するのかが不透明。

＊　自主的取り組みを行うインセンティブがない。

＊　広域認定制度は、流通業者の自主的な取り組み、国際的連携、循環資源の品質保証などを制度的に取り込むことが出来ないので、使用済物品のリサイクルには不向き。

（３） 考えられる対応策

＊　廃棄物削減のためには、サプライチェーンの自主的取り組みを最大限活用することが必要。

例）区域限定の下取り無料サービス（区域外では送料のみ排出者負担）、

販売店限定の下取り無料サービス（インターネット購入者のみ下取り無料等）
期間限定の下取り無料サービス（通常期間は送料を排出者負担）

＊　下取りの活用には、宅配便や一般貨物運送業者の利用、販売店、販売代理店、問屋などのサプライチェーン全体を活用し、さらに下取り品のその後の再利用、リサイクルについても、売買、処理委託など柔軟な対応が出来るようにすべきである。

＊　下取り制度の安全性確保のためには、第三者認証などが考えられる。

＊　古物営業法では、現在、「自己が売却した物品を当該売却の相手方から買い受けることのみを行うもの」については、規制対象外としている。しかし、下取りでは、同種の製品が持ち込まれることが多い。古物は、本来、盗品販売を防止するための法律であるが、循環型社会における資源の流通を阻害することがないよう、対象を見直す必要があるのではないか。また、一定の場合には規制対象外とする措置や、都道府県ごとの許可から脱却する必要もあるのではないか。

＊　商品を売買する際に、下取り先を取扱説明書等で明記することを推奨してはどうか。

＊　リユース・リサイクルをする際には、もとの商品に含まれている個人情報や、商標、著作権、特許権などを侵害しないような配慮義務を定めてはどうか。

３．副産物対策

（１）現行法

特定省資源業種と指定副産物制度で自主的な削減・リサイクル

（２）課題

＊　副産物は、製造工程から発生するもので、客観的性状は一般的に安定しており、再資源化に適している。既に最終処分は激減している。

＊　再生利用認定・再生利用指定制度は、再生方法や品質を固定しているため、需要や技術革新によって品質の変更が絶えず要求される現状には不向き

（３）考えられる対応策

＊　資源有効利用促進法において特定省資源業種及び指定副産物として指定されているものについて、製造者自身及び製造者と資本関係のある関連会社又は継続的に取引がある特定会社が行う再資源化については、保管・運搬・再資源化・再資源化物の利用の各側面において、経済産業省への登録制度によって廃棄物処理法の対象となる廃棄物でないものとみなす。

＊　再資源化物の品質については、製造者が製造物責任を負担する。　　　以上